令和7年度 給与所得等に係る特別徴収のしおり

もくじ

1.	市民税・県民税特別徴収義務者指定通知・・・・・・・・P1
2.	市民税・県民税特別徴収義務者指定通知・・・・・・・・P1 特別徴収とは・・・・・・・・・・・・・P2~P3
3.	転勤・退職等は届出を・・・・・・・・・・・・・・P3~P4
	退職所得に係る特別徴収・・・・・・・・・・・・・P4~P5
	市民税・県民税額の算出方法・・・・・・・・・・P6~P8
	特別徴収に関するQ&A・・・・・・・・・・・・・P9
	糸満市指定金融機関について・・・・・・・・・・P9
	eLTAXとは・・・・・・・・・・・・・・・P10~P1
	納入書の訂正の仕方・・・・・・・・・・・・・P12
10.	異動届の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13~P
11.	切替申請書の書き方・・・・・・・・・・・・ P17
\•/+E	
	3与所得者異動届出書・・・・・・・・・・・・・・・P16
	別徴収への切替申請書・・・・・・・・・・・・・・P18
	別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書・・・・・・・・P19
–	別徴収税額の納期の特例に関する申請書・・・・・・・・P20~2
	職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書 ・・・・・ P <mark>22</mark> ~23 定通知書(郵便局で納入するときに使用) ・・・・・・・ P24
→ ∤⊏	uki用知書(型)19同(WASSSAC21C19用) • • • • • • • • 7/4

お知らせ

給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収につきまして、平素よりご格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。市民税・県民税の特別徴収事務手続きについて、この「給与所得等に係る特別徴収のしおり」をご参照ください。 なお、毎年5月末までに以下の書類を送付しておりますので、ご確認をお願いします。

〈書類のご確認〉

- 市民税 県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)
- ・市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)
- 納入書(12ヶ月分+予備2枚)

※納入書を希望しない事業所等には送付しておりません。

〈納税義務者のご確認〉

上記の書類に記載されている納税義務者(従業員等)を確認してください。

※ 退職・転勤等をしている方が記載されている場合は、すみやかに「給与 所得者異動届出書」のご提出をお願いします。

ご担当者へ必見!!eLTAX (エルタックス) とは・・

○インターネットを利用して地方税に関する申告や届出等を行うことができます。

eLtax Q 検索

○詳しくは、しおりのP10~P11をご覧になるか、又はeLTAX ホームページをご確認ください。 朗報!!



<u>問い合わせ先___</u>

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市役所 税務課

電 話(098)840-8128 FAX (098)840-8153



1. 市民税 • 県民税特別徴収義務者指定通知

特別徵収義務者

沖縄県 ※満市長 當 銘 真 料 満市 長之印

市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、毎年格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

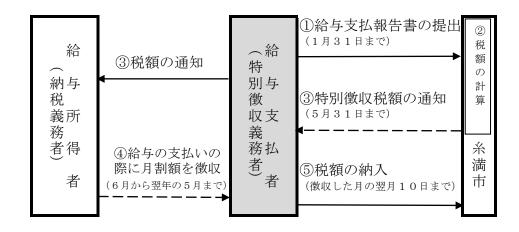
さて、地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに糸満市税条例第45条の規定によって、あなたを令和7年度市民税・県民税の特別徴収義務者に指定します。つきましては特別徴収税額の通知書を別紙のとおり送付しますので、特別徴収での納入方よろしくお願い致します。(指定番号は別紙「税額通知書」をご参照ください)

なお、取り扱いにつきましては、この「しおり」をご参照のうえ、一層のご理解とご協力を賜りますよう、 お願い申し上げます。

2. 特別徴収とは

●市民税・県民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者(特別徴収義務者)が給与の 支払いを行なうときに、その支払う給与から各受給者(納税義務者)の 市民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただく制度 をいいます。



●特別徴収を受ける方

令和6年中に給与所得があり、令和7年4月1日現在で給与の支払いを受けている方については、前年の所得に基づいて確定した市民税・県民税を特別徴収の方法によって給料から分割して徴収することになっています。

●給与以外の所得があるときは

給与所得以外の所得があるときは、これにかかる所得割の税額は、<u>原</u>則として給与所得と合算して特別徴収することになっています。

ただし、納税義務者からこの分を普通徴収の方法で納付したいとの申 出がある場合は、給与所得と分離して普通徴収により納めることができ ます。

公的年金等に係る税額は年金等からの特別徴収となります。

●納税義務のない方(くわしくは6ページへ)

令和7年1月1日現在、次のいずれかに該当する方で、令和6年中の合計所得金額が135万円<u>(給与収入にして204万4千円未満)</u>以下の方は市民税・県民税が非課税となります。

- ○障害者
- ○未成年者(平成19年1月3日以降生まれの方)
- ○寡婦またはひとり親

●月割額の徴収方法

別添『令和7年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書』に各納税 義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、<u>6</u> 月以降に支払う給与から翌年5月まで毎月、その該当する月割額を差 引き徴収し、翌月10日までに納入してください。

●特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に、従業員の異動等やその他の理由で特別徴収税額の月割額を変更する場合には、「特別徴収税額の変更通知書」を送付します。ただし、「納入書」の送付については、原則として初回発送分のみとさせていただいております。お手数をおかけしますが、変更通知書が届いた際には変更後の月割額を徴収し、「9.納入書の訂正の仕方(P12)」をご参照いただき、随時手書きで修正して納入してください。

●月割額の納入場所および納期限

徴収された月割額は同封した「納入書」によって沖縄県内各金融機関、あるいは県外のゆうちょ銀行・郵便局で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。(6月分は7月10日まで、それ以降は順次翌月10日までです)

●ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に初めて沖縄県外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、本しおり最終ページ(24ページ)にある「指定通知書」を、最初に納入する納入通知書(納付書)と一緒に提出してください。(※最初の1回のみ)

なお、前年度に引き続き指定ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は「指定通知書」の届出は必要ありません。

●納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合、「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を市長に対して提出し、その承認を受けたときは、次のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月11日まで
- (2) 12月分から5月分までは6月10日まで (申請書及び記入例は20~21ページをご参照下さい。)

●納入が遅れた場合は

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じて延滞金が徴収されます。

また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、<u>滞納処分を受けることになります</u>ので、特に注意してください。

※納入が遅れた場合は、収納係へご連絡ください。

収納係 TEL:098-840-8129

●納入書を紛失した場合は

納入書の再交付の手続きを行ってください。

※事業所の所在地が県外にある等、特段の理由がある場合にはご連絡 ください。

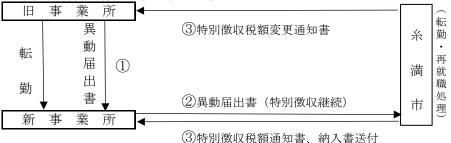
3. 転勤・退職等は届出を

●転**勤・退職等は届出を**(記入例及び届出書は13~16ページ)

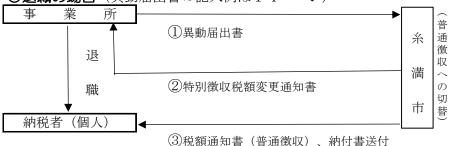
特別徴収の方法によって納税している方に転勤、退職等の異動が あった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず「給与所 得者異動届出書」を提出してください。(4月1日の異動については 4月17日までに提出してください)この異動届出書の提出が遅れた 場合、退職した納税者の分まで特別徴収義務者の滞納となります。また、退職した納税者へ送付する納税通知書(普通徴収への切替分)が 遅れることにより迷惑をかけることになりますので、早めに届出をしてください。

なお、転勤の場合は、お手数ですが前もって新事業所へ月割額を連絡してください。

◎転勤(特別徴収の継続)の場合(異動届出書の記入例は13ページ)

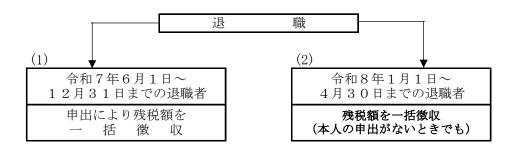


◎退職の場合(異動届出書の記入例は14ページ)



- ●1月以降の退職は一括徴収を(異動届出書の記入例は15ページ) 特別徴収の方法によって納税している方が、退職等により給与の支払 いを受けなくなった場合で、下記の(1)または(2)に該当するときは、特 別徴収義務者は、給与または退職手当等の支払いをする際に<u>必ず残税額</u> を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。
- (1) 退職の日が令和7年6月1日から12月31日までのとき 退職した納税者から<u>一括徴収の申出があり、</u>かつ残税額を超える給与 または退職手当等が支払われる場合、一括徴収してください。
- (2) 退職の日が令和8年1月1日から4月30日までのとき

令和8年5月31日までに残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合、一括徴収してください。(地方税法321条の5第2項)



●4月2日以降の就職者の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合は「特別徴収への 切替申請書」に納税義務者の住所・氏名等を記入のうえ、糸満市税務課に提 出してください。(記入例及び申請書は17~18ページにあります)

●特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

綴込みの「持別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」(19ページ)に変更事項を記入のうえ、糸満市税務課に提出してください。

4. 退職所得に係る特別徴収

●退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職金等に対する個人の市民税・県民税は退職金等の支払いの際に、所得税の場合と同様に、退職金等の支払者が自らその税額を計算し、その税額を退職金等から徴収して納入していただくことになっています。

●特別徴収義務者は

退職金等の支払いをする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は 退職金等の支払いをする際に、その退職金等について退職所得に係る個 人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

●納税義務者は

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有しており、かつ退職金等の支払いを受ける方です。

●納入すべき市町村は

退職金にかかる市民税・県民税の課税は、退職金等の支払いを受ける方(退職者)の令和7年1月1日現在の住所地の市町村です。したがって、退職金等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所地の市町村に納入していただくことになります。

ただし、令和8年1月1日以降に退職する場合は、退職金等の支払いを受ける方(退職者)の令和8年1月1日現在の住所地の市町村に納入してください。その時には、給与所得分の一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額の納入すべき市町村が異なる場合があります。

●退職金等の支払いを受けるべき日は

退職金等について支払いを受けるべき日、すなわち、退職所得についての収入金額の権利が確定する時期は、原則として退職した日となります。ただし、会社の役員等の退職金等で、会社の定款その他の定めにより、株主総会等の決議を要するものについては、その決議があった日となります。

●退職所得、退職所得控除額

○ 退職所得=(退職手当等の金額-退職所得控除額)×1/2

○退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額			
20年まで	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)			
21年以上	800万円+70万円×(勤続年数-20年)			

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。 (例) 22年3ヶ月 → 23年

●税額の算出

- (例) 勤続年数22年3ヶ月で退職し、退職金14,223,632円を受けた場合
- ① 退職所得控除額: $800万円 + 70万円 \times (23年 20年) = 10,100,000円$
- ② 退職所得の額: (14,223,632円−10,100,000円)×1/2=2,061,816円⇒2,061,000円(1,000円未満切捨て)
- ③ 市町村民税所得割額:2,061,000円×6%=123,660円 ⇒123,600円(100円未満切捨て)
- ④ 都道府県民税所得割額:2,061,000円×4%=82,440円 ⇒82,400円 (100円未満切捨て)
- ⑤ ③と④の合計206,000円が退職所得に対する市県民税額になります。

- ※勤続年数が5年以下の法人役員等は、退職所得の算式の「×1/2」が適用されません。
- ※法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員、国家 公務員、地方公務員です。
- ※勤続年数5年以下の法人役員等以外の方に対して支払われる退職手当 等の場合
 - ・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が
 - 300万円以下の場合
 - 退職所得の金額 = (退職手当等の金額-退職所得控除額) ×1/2
 - ・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が
 - 300万円を超える場合

退職所得の金額 = 150万円+ {退職手当等の金額-

(300万円+退職所得控除額)}

※上記以外の方に対して支払われる退職手当等の場合 退職所得の金額 = (退職手当等の金額-退職所得控除額) ×1/2

●納入書と納入申告書

- (1) 納入書には給与に係る「給与分」と「退職所得分」があります。 退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。
- (2) 納入申告書は納入通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。 (記入の仕方は12ページをご参照ください)
- (3) 退職手当等支払対象者については、「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」に記入し提出してください。

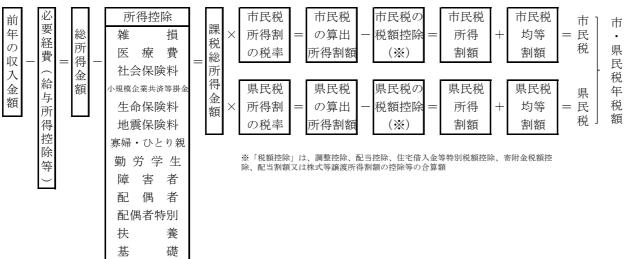
(納入内訳書及び記入例は22~23ページをご参照ください。)

●特別徴収税額の納入場所は

- (1) 琉球銀行本店および各支店、出張所
- (2) 沖縄銀行本店および各支店、出張所
- (3) 沖縄海邦銀行本店および各支店、出張所
- (4) 沖縄県農業協同組合本店および各支店、出張所
- (5) 九州信漁連(糸満漁協代理店)
- (6) ゆうちょ銀行、郵便局(沖縄県内または指定通知書により指定されたもの※要指定: 24ページ参照)

5. 市民税・県民税額の算出方法

●税額の計算 市民税・県民税の税額は、「均等割額」と「所得割額」の合計です。均等割は 定額で、所得割は前年中の所得金額に応じて次の式により計算します。



●税率

「所得割」10%(市民税6%、県民税4%)※分離課税は別

「均等割」5,000円(市民税3,000円、県民税1,000円、森林環境税1,000円)

平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、国内に住所を有する個人に森林環境税(国税)が課税されます。

●非課税の主な基準等

●市民税・県民税の非課税(1)

下記の方が所得条件を満たすとき
・H19年1月3日以降生まれ(18歳未満)
・障害者 ・募婦 ・ひとり親
合計所得 →135万円以下
(例:給与収入のみ 2,043,999円以下)

●市民税・県民税の非課税(2)

均等	扶養無	合計所得 ➡38万円以下 (例:給与収入のみ 93万円以下)
割	扶養有	28万円×家族数+16.8万円+10万円 以下(所得) (家族数は本人と被扶養者の合計)

所得	扶養無	合計所得 ➡45万円以下 (例:給与収入のみ 100万円以下)
割	扶養有	35万円×家族数+32万円+10万円 以下(所得) (家族数は本人と被扶養者の合計)

●所得金額調整控除

下記の項目に該当する方は、所得金額調整控除が給与所得金額から差し引かれます。 【給与等の収入金額が850万円以上で、次のア〜ウのいずれかに該当する場合】

- ア. 特別障害者に該当する
- イ. 22歳以下の扶養親族を有する
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額=(給与等の収入金額-850万円)×10% ※ 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円で計算

【計算例】 5,236,300(給与収入金額) 3,748,800 (給与所得控除後の額) 525,850(社会保険料控除) 70,000 (生命保険料控除) 年金分 330,000 (配偶者控除) 660,000 (扶養控除2人) 430,000 (基礎控除) 1,732,000 課税総所得金額(千円未満切捨) 市民税 県民税 1,732,000 1,732,000 6% 4% 103,920 69,280 (税額控除前所得割額) 1 1 103,900 69,200 (←百円未満端数切捨) 調整控除 (×) 市民税 人的控除の差額 所得税 基礎控除 430,000 480,000 50,000 配偶者控除 330,000 380,000 50,000 330,000 380,000 50,000 扶養控除 扶養控除 330,000 380,000 50,000 200,000 市民税 $200,000 \times 3\% = 6,000$ $200,000 \times 2\% = 4,000$ 県民税 市民税 県民税 103,900 69,200 調整控除 -6,000-4,00097.900 65,200 所得割額 +3,000+ 1,000均等割額 1.000 森林環境税 101,500 66,600 101,500 + 66,600 = 168,100 (年税額)

●所得控除の内容

雑控		(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円) のうちいずれか多いほうの金額					
医療費 控除 医療費等の実質負担額ー ①10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額【限度額200万円】 控除 ②1.2万円【限度額8.8万円】※セルフメディケーション税制を受け							
		料控除 業共済等掛金			払 金 額		
			支	五 払 金 額	控除額		
	生		15,000円以	F	支払金の全額		
	命	(1)	15,000円超~	~40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円		
	保	旧契約	40,000円超~	~70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円		
	険 料		70,000円超		35,000円		
	111		12,000円以	F	支払金の全額		
	個	(2)	12,000円超~	~32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円		
生命	人 年	新契約	32,000円超~	~56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円		
保	金		56,000円超		28,000円		
険	保	旧契約のみの場合は上表(1)旧契約にて算出します。(H23.12.31以前の契約分)					
料 険 a 一般生命保険料控除額、b 個人年金保険料控除額 控 料 は 4 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
除	1º1 •	生命保険料	料の控除額は	a+b となります。(上陸	艮70,000円)		
		新契約のみの	の場合は上表	(2)新契約にて算出します	-。(H24.1.1以降の契約分)		
	護医療保険料	a 一般生命保険料控除額、b 個人年金保険料控除額、c 介護医療保険料控除額					
		生命保険	料の控除額は	a+b+c となります。(上限70,000円)		
		旧契約と新	契約の両方あ	る場合は以下のとおり算	出します。		
		し合計したる	あとに、c介語	養医療保険料控除額を加え	料控除額を上表(1)と(2)で算出 :控除額を算出。その場合のaと		
			t28,000円です	_{- a+b+c} となります。(⊢ (Ε.70, 000 Ш.)		
H		一个. 加 未吸	<u> </u>		控 除 額		
	地	地 震	50,000円以	- J <u></u>	支払金額の1/2		
	震 保	保険料	50,000円超		25,000円		
	除険		5,000円以下		全額		
	料	旧長期	5,000円超~	15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円		
	控 除	契約	15,000円超		10,000円		
地震保険、旧長期の両方がある場合は両方の合計額(限度額25,000円		, , , ,					
_				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

寡婦控除		260,000円			
	ひとり親控除	300,000円			
	勤労学生控除	260, 000円			
正障	障害者控除	260,000円			
控 控 害 者	特別障害者控除	300,000円			
** 者	同居特別障害者控除		530,000円		
		納税者	本人の合計所	「得金額	
	配偶者の合計所得金額	~900万円以下	~950万円以下	~1,000万円以下	
	配偶者の合計所得金額48万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	
配	老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円	
偶	48万円超~95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	
者	95万円超~100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	
(特別)	100万円超~105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	
別	105万円超~110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	
	110万円超~115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	
控除	115万円超~120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	
床	120万円超~125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	
	125万円超~130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	
	130万円超~133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円	
	133万円以上	0円	0円	0円	
	年少(16歳未満)		0円		
扶	一般(16歳以上~19歳未満)		330,000円		
養	一般(23歳以上~70歳未満)		330,000□		
控	特定(19歳以上~23歳未満)		450,000円		
除	老人(70歳以上)		380,000円		
	同居老親等		450,000円		
	納税者本人の合計所得金額				
基	2,400万円以下	430,000円			
基礎控	2,400万円超~2,450万円以下		290,000円		
除	2,450万円超~2,500万円以下		150,000円		
	2,500万円超	0円			

※給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。ただし、その場合であっても障害者控除については、適用を受けることができます。 ※年少扶養控除についても、障害者控除が適用されます。

※医療費控除等について、セルフメディケーション制度と現行の制度を併用することはできません。

●税額控除の内容

◎税額控除 (調整控除)

合計課税所得金額が200万円以下の方

次の①と②のいずれか小さい額の5%(県民税2%、市民税3%)の相当額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表 金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の方

下記①の金額から下記②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)の相当額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表 金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除0	金額		
寡婦	寡婦控除		
ひとり親	父	1万円	
控除	母	5万円	
勤労学	生控除	1万円	
Rite et a de	普通	1万円	
障害者 控除	特別	10万円	
	同居特別	22万円	
	一般	5万円	
扶養	特定	18万円	
控除	老人	10万円	
	同居老親	13万円	
基礎	控除	5万円	

			/-L-11/	الت ۸ م ا ،	
			納柷者本	人の合計	所得金額
配	配偶者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
偶者(配偶者の合計所得金額 48万円以下		5万円	4万円	2万円
特		老人控除対象配偶者	10万円	6万円	3万円
別) 控	L.	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
除		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
		55万円以上 33万円未満	0円	0円	0円

◎税額控除(配当控除)

	課税所得金額 1		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種類		市民税	県民税	市民税	県民税	
利	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証 券	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
投資信託等	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

◎税額控除(住宅借入金等特別税額控除) 市民税 3/5 県民税 2/5

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居者に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①又は②のいずれか少ない額(平成19年、20年の入居年に関しては、住民税における控除の適用はありません。)

- ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった金額
- ②<平成26年4月1日~令和3年12月31日に入居した場合> ※1新たな消費税率で住宅を取得した場合 所得税の課税所得金額等の額の7%(最高136,500円)
- <平成26年3月31日までに入居した場合または令和4年1月1日~令和7年12月31日に入居した場合> 所得税の課税所得金額等の額の5%(最高97,500円)
- ※令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、※1の条件をみたす場合の控除限度額と同額となります。

◎税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の10%(県民税4%、市民税6%)に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)

- 1 都道府県、市区町村に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金と して住所地の都道府県又は市区町村の条例で定めるもの

ただし1 の寄附金が2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5 分の2 、市民税は5 分の3 に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の2 0%に相当する金額を超えるときは、その2 0%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	8 5 %
195万円超~330万円以下	80%
330万円超~695万円以下	7 0 %
695万円超~900万円以下	6 7 %
900万円超~1,800万円以下	5 7 %
1,800万円超~4,000万円以下	5 0 %
4,000万円超~	4 5 %
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職金額を有する場合)	地方税法に定める場合

◎税額控除(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

<u> </u>	1 —1· · · /	
区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

6. 特別徴収に関するQ&A

◆税額通知書に含まれていない従業員がいるのですが?

- ①新入社員の場合
- ➡「特別徴収への切替申請書(P18)」(記載例:P17)の提出が必要です。
- ②転勤の場合
- ⇒「給与所得者異動届出書(P16)」(記載例:P13)の提出が必要です。
- 従業員の場合
- ③以前から勤めている ➡対象の従業員の方の給与支払報告書が普通徴収の取り扱いになって いる可能性があります。

◆税額通知書にすでに退職した従業員がいるのですが?

➡ 「給与所得者異動届出書(P16)」(記載例: P14、P15)の提出が必要です。

◆給与支払報告書を糸満市に提出したのに税額通知書が届いていない のですが?

- ➡ 本年1月1日現在の住所地が糸満市ではない従業員の方については、自治体間で 給与支払報告書の回送を行う場合があります。その場合は、対象従業員の方の本年 1月1日現在の住所地(市区町村)から税額の通知が届くことになります。
- ※ご提出いただいた給与支払報告書が普通徴収の取り扱いになっている場合は、 特別徴収の税額通知は届きません。

◆納入書で税を納めたのに督促状が届きました。どうすればよいですか?

- ⇒ 以下の点についてご確認をお願いします。
- (1)「特別徴収税額の変更通知書」が届いていないか。
- (2) 退職等により納入額のみ訂正し、「給与所得者異動届出書」の提出を忘れていないか。
- (3) 誤った月の納入書で納入していないか。
- ※上記(1)~(3)に該当する場合は、収納係へご連絡ください。

収納係 TEL:098-840-8129

◆提出した給与支払報告書の給与所得額と、税額通知に記載のある 給与所得額が異なるのはなぜですか?

➡ 税額の計算(各所得額の計算)については、糸満市において収受した課税資料(給与支払 報告書、確定申告書など)をもとに、十分な確認作業を踏まえ税額を決定しております。 万が一、当市の税額通知書に記載された所得額等と、事業所様の把握する所得額等が異なる 場合は、対象の従業員の方(ご本人)に金額の詳細を確認していただき、疑問点等がありま したら、ご本人から税務課市民税係へ直接ご連絡していただくようお伝えください。

7. 糸満市指定金融機関について

●糸満市発行の納入書で振込みをする場合

本市発行の市県民税の納入書をご利用の場合は、沖縄県内のほとんどの金融機関 で振込みができます。

ただし、沖縄県外で振込みする場合、郵便局・ゆうちょ銀行のみとなりますの で、その際は、本しおり24ページの「指定通知書」をご利用ください。

●糸満市発行の納入書以外で振込みをする場合

本市発行の市県民税の納入書を使用せずに振込みをする場合は、下記の指定金融 機関に振込みしていただくようお願いします。

令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間は「沖縄銀行」となってお りますのでご注意ください。

なお、指定口座振込み納付の際は、振込通知書に特別徴収義務者の「指定番号」 を必ず記入してください

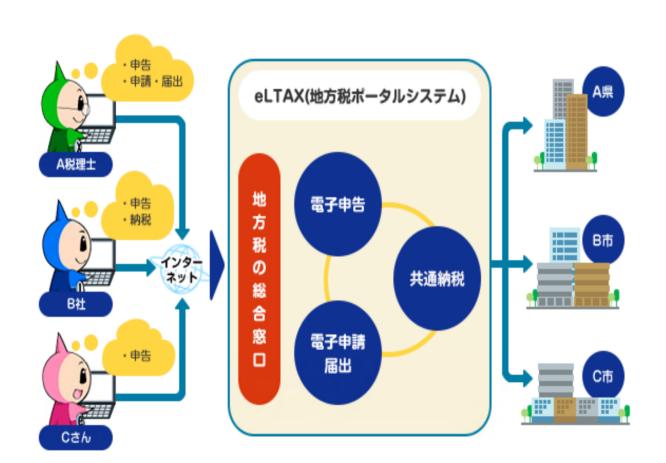
指定金融機関名	沖縄銀行 糸満支店 金融機関コード:0188 支店コード :201
□座名義	糸満市会計管理者
□座番号	1716247(市県民税用)
□座種類	普通預金
指定期間	R5.7.1からR8.6.30まで
市町村コード	472107

市税の電子申告(eLTAXのご案内)

eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告や申請、納税をインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

電子的な1つの窓口で、それぞれの地方公共団体への手続きが可能です。

eLTAXの手続きのイメージ





ご利用いただける手続き

市県民税、法人市民税、市たばこ税をはじめとしたあらゆる税目について、様々な手続きをエルタックスで行うことができます。

- 1.給与支払報告書及び総括表の提出
- 2.特別徴収に係る給与所得者異動届
- 3.普通徴収から特別徴収への切替申請
- 4.特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出
- 5.退職所得に係る納入申告書及び特別徴収票
- 6.公的年金等支払報告書の提出
- 7.法人市民税の各種申告
- 8.法人(設立・開設・異動)届出書 など

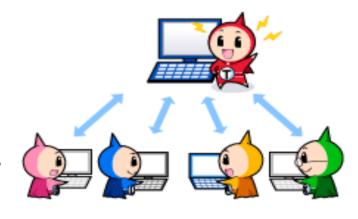
上記のほか、固定資産税(償却資産)、市たばこ税、の各種申告・申請もご利用いただけます。

詳しくは、エルタックスホームページ(エルタックスで利用可能な手続き)をご確認ください。

エルタックス

電子申告、電子申請や届出

- 〇自宅やオフィスなどのパソコンからインターネットで簡単に「申告」できます。
- 〇インターネットで手続きができるため、市役所への持参、郵送の手間が省けます。
- ○複数の地方公共団体へ、一度に申告を行えます。
- ○給与支払報告書等の作成・提出において、チェック機能により入力誤りや計算誤りを防止できます。
- OeLTAX用ソフト「Pcdesk」で申告書等の作成ができます。
- OeLTAX対応の市販の税務・会計ソフトのデータを使って申告ができます。





共通納稅

〇すべての地方公共団体へ一括して電子納税することが可能です。

(注意)電子納税された場合、領収書等は発行されません。

(注意)納税の手続きを納税義務者が行い、給与支払報告書の提出を代理 人が行う場合でも、それぞれの手続きは同一の利用者IDを使用して下さい。

○金融機関窓口等へ行く必要がなくなります。

自宅で、オフィスで、らくらく申告!

〇地方公共団体の指定する金融機関以外の金融機関からも納税できます。 〇手数料は無料です。

(注意)インターネットバンキング及びATM等の利用にあたっては、手数料 が必要となる場合がありますので、予め金融機関にご確認ください。なお、 クレジットカードの利用においては、システム利用料が必要となります。

オフィスや自宅から申告 が簡単に

複数の地方公共団体の申 告がまとめて一度に(注1)

(注1) eLTAXに参加している団体に限ります。



エルレンジャー

市販の税務・会計ソフトの データも利用可能(j±2)

eLTAX用ソフト「PCdesk I

で申告書を簡単作成

(注2) eLTAX対応のソフトに限ります。









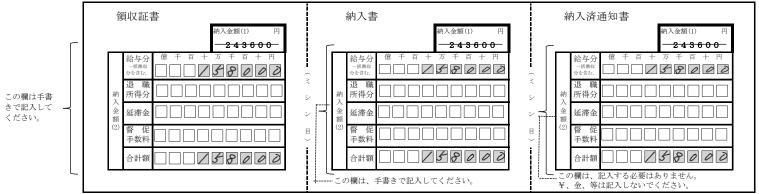


8. 納入書の訂正の仕方

●納入税額が「納入金額(1)」欄の税額と異なるとき

- ①領収証書の「納入金額(1)」を一本線で消します。
- ②領収証書の「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」欄に実際の納入金額を記入します。
- ③納入書、納入済通知書(ミシン目で連結)も同様に訂正します。

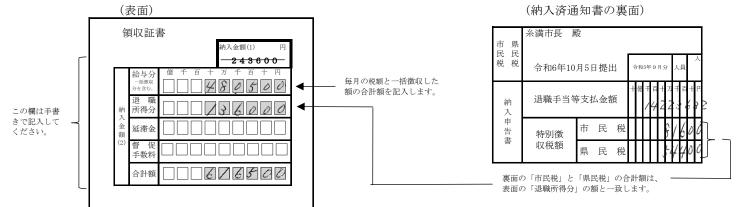
※「¥」、「金」等は記入しないで下さい。



●退職・・・給与分の税額を一括徴収し、退職所得に係る税額を同時に納付するとき

- ①領収証書の「納入金額(1)」を一本線で消します。
- ②領収証書の「納入金額(2)」の「給与分」、「退職所得分」、「合計額」欄にそれぞれの納入金額を記入します。
- ③納入書、納入済通知書(ミシン目で連結)も同様に訂正します。
- ④納入済通知書の裏面に「退職手当等支払金額」、それに対する「市民税」「県民税」の額を記入します。

※裏面の「市民税」と「県民税」の合計は、表面の「退職所得分」の額と一致します。



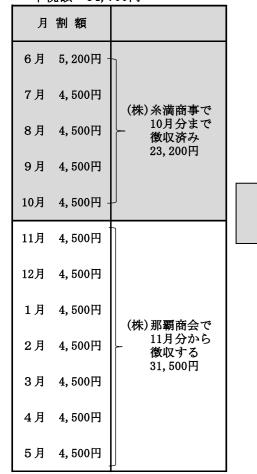
9. 異動届の書き方

≪記入例≫

● 転勤したとき~特別徴収継続

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円



◎この異動届出書は異動があった翌月の10日までに必ず提出してください。 4月1日の異動については4月15日までに提出してください。

	給 与 支 払 報 告 係る 給与所得者異動届出 自 けっこの発療医療をは発療があった月の経月10日までに必ず (一種微収した総合においても) 後出してFをい、														
	6和 7 年	11月5	18 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		生 性			糸満10-	1-1		指定		40000100 12		
			투입	装 7.	Ħ÷			イトマンショ	ウジ		相強	所属	# 器		
l	糸	些	松二	767 書 氏右又	は右称		(BE)	糸 満	商事	\$	当路	氏名	上原 花子		
	213 (内 市:	長殿 香ヅ	∠ا ا⊸	香号 (人香号	78	9 0 1 2 3	4 5 6 7 8		号の記載に当たっ	┨ [─]	电粉	098-840-8128 内操(252)		
2000年	フリガナ 氏 名 生年月 日 個人番号	キン: 金 534 1234	城三	70°	(ア 特別欲 (無留)	収税	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	(ウ) 米徴収税額 (ア) - (イ)	異 舅年月日		n o	≱ ⊨	異動後の米徴 dr 税額の徴収力 遊		
所得者	受給書番号 1月1日 現在の住所	糸溝市	西崎1-	-2-3		1	6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで		年 2 2. 3. 4から 4. 若分を 5. 配入 6.	. 班 . 年 . 休 服 . 尤 数	亡 b頓・不定期	1. 特別徵収雜 fairle 2. 统 是从 一括 徵 収		
	国際級の 世际														
新しい動	, p p 所在	두 <u>6</u> 면입	900-000	2 市曜3			1		*************************************			_	月10日拍入期限分)から るよう強格ばみです。		
務を			<i>(86)</i>		商	会		E	8-840-8 内孫(3	3111	委 新入	番の要 の要 の要	1 部態、必要 2. 不要 ^{記入}		
2. 一括後収 の場合 1. 黒動が令和 年12月 \$1日までで、一括後収 の申出が															
曲		異動 か令 かないため	和 年1月	1 日以降で	、特別復	党収の罪	性統の申	Я	E		Э	折入しま	rd.		
3.							- 115			# *					
哩	-						担出がないた 5年の額が未稼	: න සැ සැක (එ) පැ	下であるため	η *					
曲	有性心 発出を		ろび歌であ る返職であ		-20 -0018	- <u>-</u> 1++-			- C.D. B1C 00	20 2.					

給 与 支 払 報 告に係る**給与所得者異動届出書** ○この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。 年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 特別徵収義務者 *∓901-0361* 40000100 所 在 地 **糸満市字糸満10-1-1** 給与支払 特別徴収 義務者 宛名番号 12 令和 7 年 11 月 5 日 イトマンショウジ フリガナ 総務 所属 担連 事 満 商 糸 氏名又は名称 氏 名 上原 花子 収 当絡 市長殿者 *098-840-8128* 個人番号 者先 -個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載 雷 話 内線(*252* 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 又は法人番号 フリガナ キンジョウ サブロウ 金 城 Ŕß 氏 名 異動後の未徴収 (ア) (1) (ウ) 異動の事由 徴収済額 特別徴収税額 未徴収税額 年月日 生年月日 S 34 年 **5** 月 6 税額の徴収方法 $(\mathcal{T}) - (\mathcal{T})$ (年税額) 23456789012 個人番号 受給者番 所 月か 月か 11 6 年 2 1 무 勤 1. 特別徵収継 2. 転 b 6 3. 休職 欠 1月1日 続 10 5 糸満市西崎1-2-3 右から 4. 死 右から 現在の住 月ま 月ま 10 月 番号を 5. 支払少額・不定期 番号を 一括徴収 所 6 . 合 併 · 解 散 3. 普通徵収 0 7 Z 異動後の *54,700* _□ *23,200* _{III} 那覇市東町6-8-4 31,500 31 □ 事由・理由 (本人納付) 1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額 **4.500** 円を 特別徴収義務者 新規 40654300 法人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 指定番号 11 月分(翌月10日納入期限分)から *₹900-0002* 所 総務 担 那覇市曙3-2-16 所 在 地 属 徴収し、納入するよう連絡済みです。 当 氏 者 *玉城 幸子* ナハショウカイ 受給者番 フリガナ 連 名 문 絡 電 那覇商会 納入書の要否 氏名又は名称 098-840-8111 先 番号 2. 不要 (新規の場合のみ記 話 内線(**344** 2. 一括徴収の場合 左記の一括徴収した税額は、 徴収予定額 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があっ 徴収予定月日 (上記(ウ)と同額) たため 月分(翌月10日納入期限分)で ^{もから} 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出 納入します。 月 記入がないため 3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である対記 右から 番号を 3. 死亡による退職であるため

《記入例》 ● 退職したとき~普通徴収へ切替

◎税額がない方についても提出が必要です。

給 与 支 払 報 告 に係る**給与所得者異動届出書**

修士の製練選出券は、コピーして批判していただいても給料です。

市長殿

令和 7 年 11 月 5 日

フリガナ

所 在 地

フリガナ

患者又食者称

個人香身

又食涉人香身

〗 1. 異動が令和 毎12月∜1日までで、一括微収の申出がないため

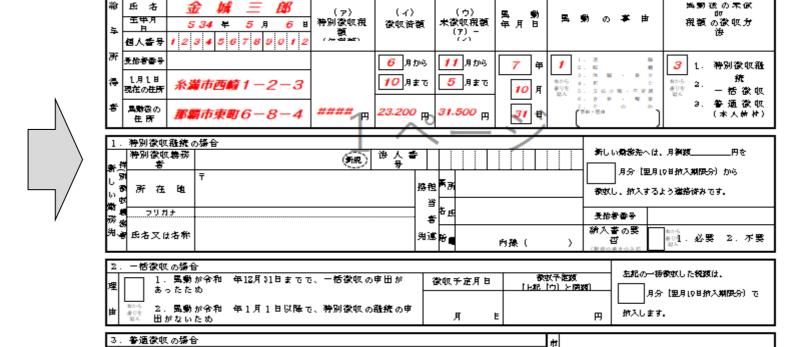
- 3、死亡による返職であるため

2. 令和 早5月31日までに支払われるべき指与文は退職手当等の数が未**欲収収収**(ウ) 以下であるため

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円

月	割額	
6月	5,200円 -	
7月	4,500円	 (株)糸満商事で
8月	4,500円	10月分まで 徴収済み
9月	4,500円	23, 200円
10月	4,500円 -	
11月	4,500円 -	
12月	4,500円	
1月	4,500円	未徴収税額 31,500円
2月	4,500円	 - 役所から本人
3月	4,500円	へ納税通知書 を送付します
4月	4,500円	
5月	4,500円 -	



901-0361

糸満市字糸満10-1-1

8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

イトマンショウジ

年 虔

1. 規年度

缩名番号

祖漢 所 属

当務 氐 名

者先 電 新

2. 新年度 3. 阿年度

40000100

12

龙 芸

上原 花子

内禄(*252*

給 与 支 払 報 告に係る**給与所得者異動届出書**

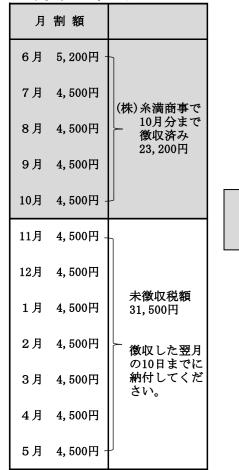
◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。 年 度 現年度 2. 新年度 3. 両年 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 特別徵収義務者 指 定 番 号 ⊤*901-0361* 40000100 所 在 地 **糸満市字糸満10-1-1** 宛名番号 12 給特 令和 7 年 11 月 5 日 イトマンショウジ フリガナ 所 属 総務 担連 当絡 氏名 (株) 糸 満 商 事 上原 花子 氏名又は名称 098-840-8128 個人番号 者先 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めて記載 電話 内線(*252* 又は法人番号 フリガナ キンジョウ サブロウ 金城三郎 氏 名 異動後の未徴収 (ア) (1) (ウ) 異 動 年 月 日 異動の事由 特別徵収税額 未徴収税額 徴収済額 生年月日 *S 34* 年 **5** 月 *6* ∄ 税額の徴収方法 (年税額) (ア) - (イ) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 個人番号 受給者番 11 月から 月か 6 1 7 3 1 特別徴収継 1月1日 続 10 5 糸満市西崎1-2-3 現在の住 月ま 月ま 10 月 番号を 記入 番号を 5. 支払少額・不定期 一括徴収 記入 6 . 合 併 · 解 散 3 普通徴収 23,200 _円 *31,500* _円 異動後の | *那覇市東町6−8−4* | *54,700* 円 |31| ⊟ (事由・理由 (本人納付) 住 所 1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額_____円を 特別徴収義務 新規》法 人 番 号 月分(翌月10日納入期限分)から 担 当 所 在 地 徴収し、納入するよう連絡済みです。 者 フリガナ 受給者番 連 名 絡 電 納入書の要否 番号を1.必要 2.不要記入 氏名又は名称 先 (新規の場合のみ記 内線(2. 一括徴収の場合 左記の一括徴収した税額は、 徴収予定額 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があった 徴収予定月日 (上記(ウ)と同額) 月分(翌月10日納入期限分)で 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出が 納入します。 月 円 3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である 番号を 記入 3. 死亡による退職であるため

≪記入例≫ ● 退職したとき~一括徴収する

- ◎1月1日から5月31日までの間に退職される方の未徴収税額は、本人の申出がなくても、同年5月31日までに支払われる給与または退職手当等から一括徴収して納付しなければなりません。(地方税法321条の5第2項)
- ◎6月1日から12月31日までの間に退職される方の場合は、納税義務者の申出に

金城三郎さんの市民税・県民税

年税額 54,700円



給 与 支 払 報 告 に係る 給与所得者異動届出書 特 別 徴 収 に係る 給与所得者異動届出書 ®この風勢度出書は風勢があった月の思り10世までに必ず [一接機改した場合においても) 復出して下さい。 ®この風勢度出書は、コピーして使用していただいても結構です。	年 度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
	# 対象数域機器
お給 氏名 金 域 三 部 生年月日 534 年 5月 6日 6日 個人番号 123 456789012 (ア) (イ) (ウ) 未敬収税額 (年税額) (年税額)	異動 の 事 由 親額の徴収方法
1月1日 糸満市西崎 1 - 2 - 3 10 月まで 5 月まで 日本 6 日本 7 日本 	日 1 - 注
1. 特別徴収雑誌の場合	新しい勤務知へは、月製額
理 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため (上版 中) (1. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の維禁の申出がないため	微収予定額 は (ウ) と同額〉 11 月分(翌月10日納入期限分)で が入します。
3. 普通数収の場合 理 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括数収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は返職争当等の額が未欲収税額(ウ)以下であるため おおいます。 3. 死亡による退職であるため	※ 一 市 町 沖 記 ス

給 与 支 払 報 告に係る**給与所得者異動届出書** 特 別 徴 収に係る**給与所得者異動届出書**

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。 年 度 現年度 2. 新年度 3. 両年 ◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。 特別徵収義務者 指 定 番 号 ⊤*901-0361* 40000100 所 在 地 **糸満市字糸満10-1-1** 宛名番号 12 給特。 令和 7 年 11 月 5 日 イトマンショウジ 所 属 総務 担連 当絡 氏名 (株) 糸 満 商 事 上原 花子 氏名又は名称 098-840-8128 個人番号 者先 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めて記載 電話 内線(*252* 又は法人番号 フリガナ キンジョウ サブロウ 金城三郎 氏 名 異動後の未徴収 (ア) (1) (ウ) 異 動 年 月 日 異動の事由 特別徵収税額 未徴収税額 徴収済額 生年月日 *S 34* 年 **5** 月 *6* ∄ 税額の徴収方法 (年税額) (ア) - (イ) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 個人番号 受給者番 11 月から 月か 6 1 7 2 1 特別徴収継 1月1日 続 10 5 糸満市西崎1-2-3 現在の住 月ま 月ま 10 月 番号を 記入 番号を 5. 支払少額・不定期 一括徴収 記入 6 . 合 併 · 解 散 3 普通徴収 23,200 _円 *31,500* _µ 異動後の *| 那覇市東町6−8−4* | *54,700* 円 |31| ⊟ (事由・理由 (本人納付) 住 所 1. 特別徴収継続の場合 新しい勤務先へは、月割額_____円を 特別徴収義務 新規》法 人 番 号 月分(翌月10日納入期限分)から 担 当 所 在 地 徴収し、納入するよう連絡済みです。 者 フリガナ 受給者番 連 名 絡 電 納入書の要否 番号を1.必要 2.不要記入 氏名又は名称 先 (新規の場合のみ記 内線(2. 一括徴収の場合 左記の一括徴収した税額は、 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があった 徴収予定月日 11 月分(翌月10日納入期限分)で 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出が 納入します。 **11** 月 **25** 31,500 円 3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である 番号を 記入 3. 死亡による退職であるため

給 与 支 払 報 告に係る**給与所得者異動届出書**

	国出書は異動があった月の翌月10日: 国出書は、コピーして使用していただい。 ローローローローローローローローローローローローローローローローローローロー		こおいても)提出して下さい。	年度 1. 5	現年度 2.新年度 3.両年月
^{今和 年} 糸 清	月日日	在 地 〒 T T T T T T T T T T T T T T T T T T		指 定 宛 名 担 連 · 当 絡 ·	w 義務者 番号 所属 氏名
フリガナ		(番号		号の記載に当たっては、 者先 標とし右詰めで記載	電話 内線()
氏名 生年月日 個人番号	年 月 日	(ア) (イ) 特別徴収税額 徴収済額 (年税額)		動異動の	事 由 異動後の未徴収 税額の徴収方法
所 受給者番号 1月1日 現在の住所 者 異動後の 住 所		月力 月ま		年 1 . 退 2 . 転 3 . 休 右から 4 . 死 番号を 5 . 支払少 記入 6 . 合 併 7 . そ 事由・理由	た
1. 特別徴収継					
特別徴収義 特別徴収者 所別徴収 表別 の	世	(新規) 法人番号	担当者連絡先	徴収受給	い勤務先へは、月割額 円2 円3 月分 (翌月10日納入期限分) からし、納入するよう連絡済みです。 者番号
			話 内線(音// 安台 音// 香号を 1. 必要 2. 不要 記入
理したため	最動が令和 年12月31日までで) 最動が令和 年1月1日以降で		徴収予定月日 (上	徴収予定額 記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理 2. 令	場合 漫動が令和 年12月31日までで 和 年5月31日までに支払われる E亡による退職であるため			※ 市町村記入欄	

10. 切替申請書の書き方

≪記入例≫ ● 就職したとき~特別徴収へ切替

◎この申請書は就職した従業員の住民税を特別徴収する場合に提出してください。

金城三郎さんの市民税・県民税 特別徴収への切替申請書 特別徵収 規 新規 義務者 40000100 OFP o [普通徴収 → 特別徴収] 指定番号 年税額 54,700円 事業種目 合 住所又は 係名 総務 **糸満市字糸満10-1-1** 令和 7年 11月 5日 【普通徴収】 期割額 連 所在地 規 15 0 支払者 イトマンショウジ 絡 氏名 上原 花子 1期 13,900円-氏名又は £ρ 糸満 名 称 満 商事 を | -納税通知書で (098)840-8128 電 話 2期 13,600円 ΙŦ 8 9 0 2 8 9 本人が納付 法人番号 3 6 市長 殿 (内線) 252 ├(1期~3期) 受給者番号 ・業種目を 3期 13,600円 フリガナ 生年月日 左記の者について キンジョウ サブロウ (あれば記入) 41,100円 氏名 34 年 5月6日 普通徴収の 期分から 4期 13,600円 与所得 糸満市 **西崎1-2-3** 1月1日の住所 月分より 月割額 【特別徴収】 者 那覇市東町6-8-4 現住所 特別徴収いたします。 12月 2,600円 市町村処理欄 異動年月日 **R7**年11月1日 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは 台帳処理年月日 1月 2,200円 特別徴収への切替はできません。 普徴4期分を 申請理由(○印をつけてください。) 【通徴収の納期限】 (株)糸満商事で 2月 2,200円 入力処理年月日 注 12月分から 第1期:6月30日 意 徴収する 入社したため 第2期:8月31日 3月 2,200円 事 第3期:10月31日 通知書番号 13,600円 項 その他(例:復職など) 第4期:1月31日 4月 2,200円 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 個人コード(宛名番号) 翌日(平日)となります。 5月 2,200円

那覇市東町6-8-4 現住所 特別徴収いたします。 市町村処理欄 **R7**年11月1日 異動年月日 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは 台帳処理年月日 特別徴収への切替はできません。 申請理由(○印をつけてください。) 【通徴収の納期限】 入力処理年月日 注 第1期:6月30日 意 \bigcirc 入社したため 第2期:8月31日 事 第3期:10月31日 通知書番号 項 その他(例:復職など) 第4期:1月31日 納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、 個人コード(宛名番号) 翌日(平日)となります。

	特	· 万	川 徴 収 [普i] 替 別徴[計	青書				拿	別徴収 衰務者 定番号		•	新規〇印	新規の場合新規に○印をつけ
令和	年 月 日	給	住所又は 所 在 地											連	係 名			事業種目	百新規に
Š	7. \LIL	与支払者	氏名又は 名 称	フリガラ	<u> </u>									絡	氏 名				○印をつけ
	市長 殿		法人番号												電 話		(内線)		`
	受給者番号 (あれば記入)		フリガナ								生年	三月日		左	記の者に	ついて			種目を
給与			氏名								年	月	日	普	通徴収の		期分	から	事業種目を記入してください
給与所得者	1月1日の住所	并	《満市											当	社で	J	月分より		てくだと
現 住 所																牛	寺別徴収いた	します。	。 い。
:	異動年月日		白	F	月	F]			※普通徴』 特別徴』							市町村処理欄 ì帳処理年月		
申請理由(○印をつけてください。)										【通徴収	の納	期限]				、力処理年月	<u></u> 日	
入社したため										第1期: 第2期:									
	その他(例:復職		事 項		第3期: 第4期:	10月	31					通知書番号							
										納期限が 翌日(平)				の場合	 	個人	コード(宛名都	香号)	<u> </u>

特別徴収義務者所在地等変更通知書

糸満 市長殿

特別徴収義務者の	所在地	也、名称	等に~	ついて	下記	このと:	おり変	で更し	たり	のて	通知	しま	す。				
受領印	へ 性	所 在	地	Ē -	_								特別徴収義指 定 番	務者 号			
	給与支払者特別徴収義務者	名	称										連絡者の係	係			
	払 者 務務者	代表者職 氏	育の 名										連絡者の係 及び氏名並 び に そ の 電 話 番 号	氏 名			
***************************************	Ú	法人番	子号											電 話			
													変更生	年月日	年	月	日
事 項フリガナ			変	亙	Ē	前							変	更	後		
フリガナ 所 在 地	=										Ŧ						
フリガナ																	
名 称																	
電話																	
備 考																	
○特別徴収事務に係る書類		について	、上記	以外の場	昜所を	:希望•	変更さ	される	場合に	には	、下記の	り欄に	こ送付先の記	己入をして	下さい。		
送 <mark>フ リ ガ ナ</mark> 所 在 地	=										Ŧ						
付フリガナ																	
名 称 先										_							
1 1 1 1 1 1 計										1							

社	特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 (承認・取消) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □																					
令和 年	月日	特			₹																	
		与徴	フリガナ	-														係				
 糸満	古長殿	払義 者務	名	5													連絡者	氏 名				
711119	11-12/19	1 つ	法人番号又は個	人番号													1	TEL	()		(内線)
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について																						
1. 特例	1. 特例の適用を受けようとする税額 年 月分 以降の特別徴収税額																					
			年 月	人員	給	与支払	金額		年	月		人員	1	給与え	支払	金額		年 月		人員	給与	支払金額
申請日前6																						
の給与を受及び月の支		の人員	年 月	人員	給	与支払	金額	:	年	月		人員	1	給与え	支払	金額		年 月		人員	給与	支払金額
			り特別徴収税額に 人に支障が生ずる。													れるこ	.とがま	かりますので	御了	承下さ	い。	
2. 納期	の特例の	適用を	取り消す事由																			
(1)給与	の支払を	受ける社	者が常時10人未	に満では	なく	なった	為															
(2)その	他 ()						
(注)特	例の取消し	の場合、	その申出の日の履	属する翌月	10	日までに	こ、納其	別の特	好例に	係る	特別	徴収	税額	を納め	って	ください	١,			_		
3. その	他																					
(1) (2)	有る場 申請日前	合、その 11年以	「無について の理由・・・(内の納期の特例 消しを受けたこ	引につい	て))						

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 (承認・取消) ① 作所又は	此十一八八八八十十八	4 that a	~ ~ T + H + 1 ~ L + 1	- <i>[</i> :1) -	- 月月 上ッ 中	= ±=+- / ¬	t. ⊐ হπ	TE 2017		夕	ひ 理	日
### (中月 10 mm)	符別倒収秒	七 額()	が別に	- 関する中	請書 (芽	、	取消)		令和	年	月 日
新聞			住所又に	よ							100	200100
イトマンショウジ 係 締務 水満 商事 店 事 底 条 上原 花子 法人番号又は個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 TEL (088)840-8128 0-30262 地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について 1. 特例の適用を受けようとする税額 R7 年 8 月分 以降の特別徴収税額 申請目前6ヶ月間の名月末の給与を受ける者の人員及び月の支払金額 年 月 人員 給与支払金額 年 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日 本 日	令和 7 年 8 月 10 日		所在地	<u> </u>	糸満市字糸	満10−1−1			指	定番号	400	00100
未満 有 本満 店 事 大満		与徴	フリガナ	•	イトマ	ンショウジ				係		総務
世方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について	│ 糸満 _{古長殿}	払義 者務	名	;	(株) 糸	満 商 事	F		連絡者	氏 名	上点	京 花子
## 1. 特例の適用を受けようとする税額 ## 7 年 8 月分 以降の特別徴収税額 ## 月 人員 給与支払金額 年 月 人員 給与支払金額 日 月 人員 給与支払金額 年 月 人員 給与支払金額 日 の助のを削削のを削削のを削削のを削削のを削削のを削削のを削削のを削削のを削削のを		自)	法人番号又は個	人番号	7 8 9 0	1 2 3 4	5 6	789/		TEL	(098)8	40-8128 (内線) 252
申請日前6ヶ月間の各月末 の給与を受ける者の人員 及び月の支払金額 年月 人員 給与支払金額 日月 日本 日月 日本 日月 日本	地方税法第	第321条	€の5の2の規定	による特		納期の特例につ	ついて	-{			る	き申請します。
申請日前6ヶ月間の各月末	1. 特例の適用を	受けよう	とする税額				R7	年 8 月分	以	降の特別徴	収税額	
の給与を受ける者の人員 及び月の支払金額 年 月 人員 給与支払金額 年 月 人員 給与支払金額 年 月 人員 給与支払金額 87年5月 3 300,000 R7年4月 5 500,000 R7年3月 5 500,000 (注)・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。 2. 納期の特例の適用を取り消す事由 (1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為 (2) その他 () (注) 特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。 3. その他 (1) 市税の滞納の有無について (有・無) 有る場合、その理由・・・() (2) 申請日前1年以内の納期の特例について			年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額		年 月	人員	給与支払金額
及び月の支払金額				5	500,000	R7年7月	4	400,000	R	7年6月	5	500,000
R7年5月 3 300,000 R7年4月 5 500,000 R7年3月 5 500,000 (注)・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。 特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。 2. 納期の特例の適用を取り消す事由 (1)給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為 (2)その他() (注)特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。 3. その他 (1)市税の滞納の有無について(有・無)無り有る場合、その理由・・・() (2)申請日前1年以内の納期の特例について)		の人員	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額		年 月	人員	給与支払金額
・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。 2. 納期の特例の適用を取り消す事由 (1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為 (2) その他 () (注) 特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。 3. その他 (1) 市税の滞納の有無について (有 ・ 無) 有る場合、その理由・・・() (2) 申請日前1年以内の納期の特例について	人		R7年5月	3	300,000	R7年4月	5	500,000	R	7年3月	5	500,000
(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為 (2) その他 ((注) 特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。 3. その他 (1) 市税の滞納の有無について (有 ・ 無) 有る場合、その理由・・・((2) 申請日前1年以内の納期の特例について									とがあ	らりますので後	す アネアさ	٠ ٧٠٠٠
(2)その他 ((注)特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。 3. その他 (1) 市税の滞納の有無について (有 ・ 無) 有る場合、その理由・・・((2) 申請日前1年以内の納期の特例について (2) 申請日前1年以内の納期の特例について	2. 納期の特例の	適用を	取り消す事由									
 (注)特例の取消しの場合、その申出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。 3. その他 (1) 市税の滞納の有無について (有 ・ 無) 有る場合、その理由・・・() (2) 申請日前1年以内の納期の特例について 	(1)給与の支払を	受ける者	皆が常時10人未	満では	なくなった為							
3. その他 (1) 市税の滞納の有無について (有・無) 有る場合、その理由・・・((2) 申請日前1年以内の納期の特例について	(2)その他()				
3. その他 (1) 市税の滞納の有無について (有・無) 有る場合、その理由・・・((2) 申請日前1年以内の納期の特例について	(注)特例の取消し	の場合、	その申出の日の属	する翌月	10日までに、納其	明の特例に係る特別	川徴収税	額を納めてください	١,			
有る場合、その理由・・・((2)申請日前1年以内の納期の特例について	3. その他											
(2) 申請日前1年以内の納期の特例について				(有()無)							
	(2) 申請日前	订年以	内の納期の特例	-)				

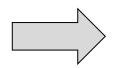
●住民税特別徴収税額の納期の特例

- ◎この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払いを受ける方が常時10人未満の特別徴収義務者です。
- ※常時10人未満とは、平常時に給与の支払いを受ける方のことで、繁忙期に臨時に雇い入れた人数は除きます。
- ◎この特例の適用を受けるためには、本申請書(表面)を記入して申請し、市長の承認を受けなければなりません。
- ◎この特例の承認を受けると、給与等で徴収した特別徴収税額を次に掲げる期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
6月から11月までに徴収した税額	12月10日
12月から5月までに徴収した税額	6月10日

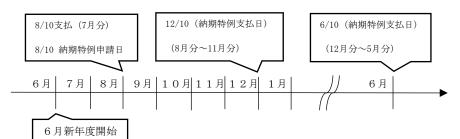
例:(株) 糸満商事 職員 5 人、臨時等 3 人を令和7年 8 月 1 0 日に申請する場合。 申請月と 5 ヶ月前の従業員人数を記入します。

月	職員	臨時等
8月	5人	3人
7月	4 人	4 人
6月	5人	3人
5月	3人	5人
4月	5人	3人
3月	5人	3人



◎申請のあった月から納期の特例が適用されます。

※8月10日に納期の特例を申請し、承認を得た8月分から特例7月分納入期限8月10日 (通常通り)8月分から11月分納入期限12月10日 (納期特例)12月分から5月分納入期限6月10日 (納期特例)



																処 理	В	
特別餓収和	党額の)納期の特	辞例に	関す	る甲	請	青書	(承,	ኞ・	取	用)		令和	年	月	В
令和 7 年 8 月 1 0 日	(特 給別	住所又に 所 在 地	¥		1-036 市字》		10-	1-1							別敬収義務者 定番号	400	200	0100
	与 徴 支収	フリガナ			11	マン	<i>'ショ</i>	ウジ							係		総	努
糸満 市長殿	払義者者	名 称	;	(株)	糸	溢	i i	剪	事					連 絡 者	氏名	年 第者 号 400 100 100 100 100 100 100 100	原	花子
>1.11-3xex	_ *	法人番号又は個。	人番号	78	9 (0	1 2	3	4	5 6	7	8	9/		TEL	(098) 8	340-81	28 (A¥)252
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について															します 。			
1. 特例の適用を受けよシナる税額																		
年月 人員 給与支払金額 年月 人員 給与支払金額 年月 人員 給与支払金額																		
申請日前6ヶ月間の各月末の R7年8月 5 500,000 R7年7月 4 400,000 R7年6月 5 500,000															00,000			
和子を支切る者の人員 の支払金額	及び月	年 月	人員	給与支	払金額		年	月		人員	幹台-	与支	払金額		年月	人員	給与	5支払金額
		R7年5月	3	300	,000)	<i>R7</i> ²	∓ 4,	9	5	50	<i>90,</i>	000	F	77年3月	5	50	00,000
(注)・申請書の提出 ・特別徴収税額		別数収税額につきま に降が生ずるおそれ									わるこ	とがる	ありますの	で御!	了承下さい。			
2. 納期の特例の適	用を取り	消す事由																
(1)給与の支払を受	ける者が	常時10人未満で	ごはなくな	った為														
(2)その他 ()					
(注)特例の取消しの	場合、その	の申出の日の属する	翌月10日 8	までに、幹	期の特	例に	係る特	別徴収	税額を	納めて	くださし	١.						
3. その他																		
有る場合 (2) 申請日前:	1、その5 1年以内	について (オ 里由・・・(の納期の特例に しを受けたことが	ついて)					

退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書

					徴収月		納入年	月日			住所	又は	₸				4		去	
令	和年	Ē.	月	日	令和	年 月分	令和	年 月	日	特	所在	E 地					17	別徴収義務	12 2 7	
			, •	, .					₹	を と 収 □	フリン	ガナ						係		
	糸満	•			納入税額	額計	人員計		払 者	ム義 者務 者	名	称					i i	连 氏名		
	不何	J	市長殿			円			人	\(\frac{1}{\cdot\}\)	法人 又 個人	は						TEL	()	(内線)
					•		•		^ /P 1			ш 7		ار خابان	T	the Ti		\U		
	退職	手当等	等の支払い	を		退職手		退職 所 計 算 の 勤 続 期	了待了	空 除る となれ	ほのたいな	退職所 額の控	得控除 除後の	(類 山 	又された税 	、額 T		退 職 <u>所</u> 得 申告書		摘要
	受ける者の住所・氏名					の支払会	並領	勤 税 男 年 数 	月 月]	X O B	划 統	金	額	市民税	県民税	合	·計	の提出		
住所							円	自 至令和	年年	月 月	日日							1. 有		
						(役職名)		土 777	端数切上		H		円	円	円			刊		
氏名											年							2. 無		
住所							円	自 至令和	年 年	月 月	日日							1. 有		
氏 名						(役職名)		※1年未満の	端数切上	ニげ			円	円	円			円 2. 無		
-											年							2. ,,,,		
住所							円	自 至令和	年年	月月	日日		ш	ш	円			1. 有		
氏 名						(役職名)		※1年未満の		こげ こうしょう	年		円	円	 			2. 無		
								自	年	 月	月									
住 所						(犯聯友)	円	自 至令和 ※1年未満の	年	月 月 -ば	日 三		円	円	円			1. 有 _円		
氏名						(役職名)		ファンエーント(間マクジ	1111 35A YJ ⊥	_1/	年							2. 無		
住 所							円	自 至令和	年年	 月 月	日日							1. 有		
						(役職名)		主行和 ※1年未満の	"上" 端数切上		日		円	円	円			円		
氏名	氏 名								年							2. 無				

(注)・退職手当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額を納入の際に、あわせて糸満市税務課に提出していただきますようお願いします。

退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書

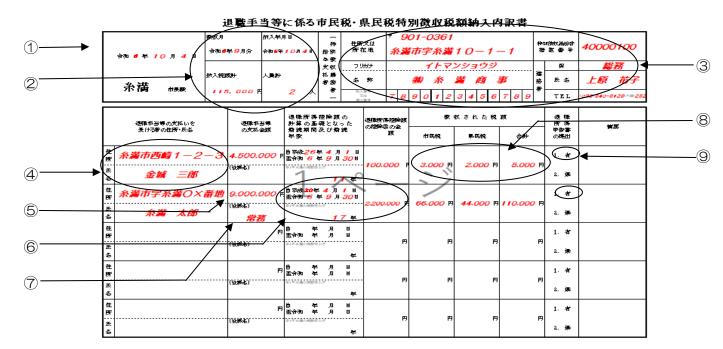
A =					納入年月日 令和7年 10 月 4 日		(特 給別	住所又は 所 在 地		〒 901-0361 糸満市字糸満			第10-1-1			特別徴収義務者 指 定 番 号		4000	0100	
令和 	17年10	∄ 4 ⊣					→ 与徴 支収	フリガナ					ンショウジ					係	\$\frac{\x}{1\text{1/U.}}	務
}	糸満	市長殿	納入税		人員計		払義 者務 者	名 称			(株)	傑 糸		黄芩		事		氏 名	上原	花子
			115,	<i>115,000</i> 円		2 人)	又	番号 は 番号	7 8	9 0	1 2	3	4 5 6	5 7	8 9		TEL	(098) 840-8	128 (内線) 252
	退職手当等の支払いを 受ける者の住所・氏名			退職手当等 の支払金額		計算の	基礎と	身控除額の に礎となった		退職所得控除 額の控除後の		徴	収された税額					退職所得	摘要	
						勤続期 年数	間及び	勤 統	金額		市民税		ļ	県民税		合計		申告書 の提出		
住所	<i>徐满市西岭</i>	71-2	-3)OO 🖰	日	年 9 月	月 1 月 30	100,0	00 円	30	000 H		2,000 P		5,000	Ш	1. 有		
氏 名	金城三郎			(役職名)		※1年未満の端	1	1 年		00 1	0,0			2,000 1		3,000		2. 無		
住所	冷满市字系	満 の x	番地			日	年 9 月	1 ∃ ∃ 30	2,200,0	000 H	66.0	000 F	44	1,000 F	 	2.000	円 円	1. 有		
氏 名	糸満 太郎			(役職名) 常		※1年未満の端		7 年						, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		, , 0,000		2. 無		
住所				/ Z [] , 1786	円		年 月 年 月			円		F.		P	- П		円	1. 有		
氏 名				(役職名)		※1年未満の端	数切上げ	年	, ,									2. 無		
住所				7.70 mt. 6. X	円		年 月 年 月			円		F,		þ	- - -		円	1. 有		
氏 名				(役職名)		※1年未満の端	数切上げ	年		1 1				ı				2. 無		
住所					円		年 年 月	日 日		円		F.	1	п			円	1. 有		
氏 名	氏 名			(役職名)		※1年未満の端	数切上げ	年		円		Γ,	1	٢	円		H	2. 無		

⁽注)・退職手当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額を納入の際に、あわせて糸満市税務課に提出していただきますようお願いします。

- ●退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書の書き方
 - 退職手当等の支払いがあり、退職手当等に対する所得税額を納入する場合には、次の記入例を参考に、納入内訳書に記入のうえご提出ください。
 - ① 提出日 欄・・・提出年月日を記入してください。
 - ② 徴収月・納入年月日・納入税額計・人員計 欄・・・徴収月、納入年月日、納入する所得割額の合計額、納入する従業員等の人数を記入してください。
 - ③ 特別徴収義務者 欄

<記入例>

- 特別徴収義務者の郵便番号、住所(所在地)及び名称を記入のうえ、押印してください。
- なお、特別徴収税額決定(変更)通知書に印字されている指定番号、連絡者(この届出に関して問い合わせがある場合の担当者)の連絡先を記入してください。
- ④ 住所・氏名 欄・・・退職手当等の支払いを受ける納税者(従業員等)の住所・氏名を記入してください。
- ⑤ **退職手当等の支払金額 欄・・・**退職手当等の支払金額を記入してください。
- ⑥ **勤続期間及び勤続年数 欄・・・**退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数(1年未満の端数切上げ)、退職所得控除額の控除後の金額(計算方法は5ページ参照)を記入してください。
- ⑦ 役職名 欄・・・退職手当等の支払いを受ける納税者(従業員等)が、会社その他の法人の取締役、監査役、理事、清算人、その他の役員または相談役もしく は顧問である場合には、その役職名を記入してください。
- **⑧ 徴収された税額 欄・・・**徴収された所得割額について、市民税額、県民税額及び合計金額を記入してください。
- **⑨ 退職所得申告書の提出 欄・・・**「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無を記入してください。
- **※ご注意※** 退職手当等の支払いを受ける納税者(従業員等)が、会社その他の法人の取締役、監査役、理事、清算人、その他の役員または相談役もしくは顧問である場合には、退職所得の特別徴収票(退職所得の源泉徴収票と同一様式)を添付して提出してください。



【注)・退職争当等にかかる市民税・県民税特別徴収税額を納入の際に、あわせて永清市税税課に提出していただきますようお願いします。

令和 年 月 日

殿

ゆうちょ銀行・ 郵便局の指定に ついて

前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、 本年度も引続き利用できますから提出の必要 はありません。

^{糸満市長} 當 銘 真 巻、満市 長之印

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税及び 県民税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定しましたので通知します。

- 1. 認可又は承認番号
- 2. 口 座 番 号
- 3. 加入者の名称
- 4. 取 ま と め 局

事貯業第2440号

 $0\ 2\ 0\ 6\ 0\ -\ 8\ -\ 9\ 6\ 0\ 1\ 4\ 9$

糸満市会計管理者

福岡貯金事務センター

郵便番号812-8794